

総第337号

平成14年3月27日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

情報公開窓口における行政刊行物の閲覧等に関する要綱の制定について(通達)

県民に対する行政刊行物の提供施策については、「行政刊行物の登録、収集及び閲覧に関する要綱」(平成7年2月23日県総務部長通知)に基づいて行うところであるが、利用者における閲覧施設の拡大を図り、より積極的な警察関係行政刊行物の提供に資するため、別添のとおり「情報公開窓口における行政刊行物の閲覧等に関する要綱」を制定したので、遺憾のないようにされたい。

注) 平成16年3月24日付け本部長通達により、「総務課長」を「広報県民課長」に読み替えて表示しています。

情報公開窓口における行政刊行物の閲覧等に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、行政刊行物の登録、収集及び閲覧に関する要綱（平成7年2月23日県総務部長通知。以下「県要綱」という。）に基づく行政刊行物の閲覧施設の拡大を図り、より積極的な警察関係行政刊行物の提供に資するため、警察施設における行政刊行物の閲覧等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 行政刊行物の配架及び閲覧等

- 1 所属長が県要綱の規定に基づき行政刊行物を提出するときは、当該提出する行政刊行物1部を別途総務室広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に提出するものとする。ただし、行政刊行物の保有部数が少ないときは、県要綱に基づく提出部数との調整を図り、可能な限りこの要綱による提出を優先すること。
- 2 広報県民課長は、提出を受けた行政刊行物を県要綱の規定に準じて分類整理するとともに、整理票（別記様式第1号）を貼付して警察本部に設置する情報公開窓口（以下「窓口」という。）に配架し、利用者の閲覧に供するものとする。
- 3 広報県民課長は、提出を受けた警察行政刊行物目録（別記様式第2号）を作成し、窓口で県民の閲覧に供するものとする。
- 4 広報県民課長は、利用者の求める情報に関する行政刊行物について相談を受け、当該刊行物を特定し、閲覧に供するものとする。ただし、当該刊行物が配架されていないものであるときは、利用者の求める情報を主管する所属長又は県の情報公開担当課と連絡をとり、閲覧可能な機関等を利用者に紹介するよう努めるものとする。

第3 行政刊行物の複写

- 1 広報県民課長は、配架する行政刊行物の写し等の供与の申込みを受けたときは、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に抵触しない限りにおいて写し等の供与を行うものとする。
- 2 窓口に配架されている行政刊行物の写し等の供与の申込みは、行政資料供与申込書（情報公開事務取扱要綱（平成14年3月19日付け総第286号、会第358号。以下「要綱」という。）別記様式第9号）によるものとする。
- 3 行政刊行物の写し等の供与の部数は、1部とする。
- 4 行政刊行物の写し等の供与に要する費用は、複写を申し出た者の負担とし、要綱の別表に規定する額を徴収するものとする。

第4 行政刊行物の配架期間

行政刊行物を窓口に配架する期間（以下「配架期間」という。）は、原則として3年とする。ただし、広報県民課長が必要と認める場合には、配架期間の延長を行うことができる。

第5 行政刊行物の廃棄

- 1 広報県民課長は、行政刊行物の配架期間が経過したときは、速やかに当該刊行物を廃

棄するものとする。

- 2 広報県民課長は、配架期間内であっても明らかに配架の必要がなくなったと認められる行政刊行物については、これを廃棄するものとする。

第6 警察署における取扱い

警察署長が行政刊行物を保有するときは、この要綱の規定に準じ、県民の閲覧又は複写の用に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

